

様式第6の2

認定申請書

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第15項(同条第23項の要件に該当する場合を含む。)、
同条第25項又は同条第26項の事由に該当する場合)

申請書類を郵送する日
又は直前の年月日として
ください。

令和〇年〇月〇日

国の様式を使用する場合、「都道府県知事」⇒「神奈川県知事」に
修正してください。

神奈川県知事 殿

会社所在地、会社名、代表者の
氏名は、会社の登記簿謄本
と同様の記載とします。代表
者の氏名は記名で差し支えあ
りません(押印不要)。

郵便番号 231-0021
会社所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1
会社名 株式会社かながわ中小企業フード
電話番号 045-210-1111
代表者の氏名 横浜 承太

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項
の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」と
いう。)第6条第15項(同条第23項の要件に該当する場合を含む。)、同条第25項又は同
条第26項の事由に該当する場合に限る。)を受けた

記

事業を営んでいない個人の場合には(1)のみ、「事業
を営んでいない個人」と記載してください。
事業内容、資本金は申請者に係る添付資料(登記事
項証明等)と整合した内容を記載してください。
なお、(4)の財務状況は(別紙3)に記載するので、
ここでは特に記載しません。

1 申請者に係る以下の事項

- (1) 主たる事業内容(事業を営んでいない場合には、その旨) 配達飲食サービス
- (2) 資本金の額又は出資の総額 10,000,000円
- (3) 常時使用する従業員の数 48名
- (4) 財務状況(法第12条第1項第1号ハの認定を受ける場合に限る。)

2 申請者が経営を承継しようとする中小企業に係る以下の事項

- (1) 名称並びに代表者の肩書及び氏名(個人の場合には、氏名)
株式会社えびな飲食サービス 代表取締役 海老名 太郎
- (2) 本店所在地(個人の場合には、主たる事務所の所在地)
神奈川県海老名市下今泉 705-1
- (3) 主たる事業内容 配達飲食サービス
- (4) 資本金の額又は出資の総額 10,000,000円
- (5) 常時使用する従業員の数 12名

いずれの項目も、他の中
小企業者に係る添付資料
(登記事項証明等)と整
合した内容を記載して
ください。

(別紙 1)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

1 該当事由

以下のいずれかの事由について、当該事由に該当する旨を記載した上、提出書類として記載されている書類を添付する。

選択した該当事由がわかるように、(1) (2) のいずれかの番号に○を付してください。

- ① 役員又は親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であること

(提出書類)

記入、記名済みの別添様式

別添様式に親族として記載された者と他の中小企業者（法人の場合はその代表者）との親族関係を示す全ての戸籍謄本等

- (2) 年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であること

(提出書類)

他の中小企業者（法人の場合はその代表者）の年齢、健康状態その他の事情を示す書類

2 1に記載した事由により生じる事業活動の継続の支障

選択した事業活動の継続に支障を生じさせる事由について、可能な範囲で詳細を記載してください

代表者は60歳前(57歳)であるが、3年前に病気を患い完治はしたものの、心身の疲労などから本人が事業活動を継続する意欲が著しく低下している。しかし、役員、親族において事業を承継する者もなく、このままでは廃業せざるを得ない状況であり、事業活動の継続に支障を来している。

(別紙1・別添)

うわがき

私、**海老名 太郎**は、下表左欄に掲げる者について、後継者候補とすることを検討しましたが、いずれもそれぞれ右欄に掲げる理由により、後継者とすることが困難です。

様式に記載の〔他の中小企業者（法人の場合はその代表者）名〕を上書きして（消して）記載してください。

様式に記載の〔事業者名〕及び〔(法人の場合)代表者の肩書・氏名〕を上書きして（消して）記載してください（押印不要）。

令和〇年〇月〇日
有限会社えびな飲食サービス
代表取締役 海老名 太郎

| | 氏名 | 役職・続柄 | 後継者候補とすることが困難な理由 |
|----|---------|--------|----------------------|
| 役員 | 厚木 役男 | 取締役・なし | 高齢であり、承継の意志なし |
| | 海老名 次郎 | 取締役・弟 | 別業種の事業を営んでおり、承継の意志なし |
| | | | |
| | | | |
| 親族 | 海老名 花子 | 妻 | 承継の意志なし |
| | 海老名 一男 | 子 | 就職しており、承継の意志なし |
| | 海老名 二男 | 子 | 就職しており、承継の意志なし |
| | 海老名 嫁子 | 弟の妻 | 専業主婦であり、承継の意志なし |
| | 海老名 次太郎 | 弟の子 | 学生（未成年）のため |
| | 綾瀬 花子 | 義妹 | 就職しており、承継の意志なし |
| | | | |

下記の記載要領に従って、役員と三親等以内の親族において、後継者候補がないこと（後継者候補とすることが困難な理由）を記載します。

(記載要領)

- 「役員」の欄には、他の中小企業者の役員全員の氏名と役職を記載し、それぞれ後継者候補とすることが困難な理由を記載してください。
- 「親族」の欄には、他の中小企業者（法人の場合はその代表者をいう。以下同じ）の三親等以内の親族の氏名及び他の中小企業者との続柄を記載し、それぞれ後継者候補とすることが困難な理由を記載してください。

(別紙2)

他の中小企業者の経営の承継を行うため、
当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
(経営承継要件)

1 経営の承継を行うために取得する資産

株式等又は事業用資産等ごとに該当する事項を記載する。

(1) 株式等の場合

取得する株式等の価格

(提出書類)

- ① 認定申請日における株主名簿の写し
- ② 取得する株式等の価格を証する書類

取得する資産について、該当する資産が分かるよう(1)(2)いずれかの番号に○を付けてください(両方ある場合はいずれも○)。

(2) 事業用資産等の場合

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う他の中小企業者に対する貸付金に係る

支払を行う他の中小企業者に対する未収金に係る

(提出書類)

- ① 取得する事業用資産等の登記事項証明書(提出書類に限る。)
- ② 取得する事業用資産等の価格を証する書類

(1)(2)の下の記載に従って、こちらの口内に記載してください。

この例では、(1)の株式等の場合を想定し、「取得する株式等の価格」を記載しています。株式数・株式の価格等について、添付書類(株価算定書類、株式譲渡契約書等)の内容と整合した金額を記載して下さい。

なお、こちらに記載した金額は、株式等の取得価格であり、融資の希望額ではありませんが、原則として金融支援(融資・保証)の上限となる場合があります。

@126,358円/株×200株=25,271,600円

2 1で選択した資産を承継することが、他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠である理由

株式の場合は議決権の過半数を超える株式数を取得することが要件になります。

発行済株式の全株式(200株)を取得することにより権限を集中することで、安定した経営を推進することができる。

3 1で選択した資産を承継することが確実であると見込まれる理由

基本合意書を交わした上で、譲渡契約書(草案)のとおり契約締結の準備を進めており株式の承継は確実である。

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

資産の譲渡が双方で合意され実行が確実である旨について記載してください。

(別紙3)については、申請者が融資時における経営者保証の提供を不要としたい場合(会社に限る)にのみ記載します。申請日直前の決算書に基づき数値を記載し算出してください

(別紙3)

純資産の額が一定の額以上であることその他の
経済産業省令で定める要件を備えているものであること
〔 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第4項
の金融支援を受けようとするもの 〕

1 直前の決算における以下要件への充足状況

① 資産超過であるか

貸借対照表の純資産の合計額を記載してください。

純資産合計額 = 102,358,600円 > 0

② EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であるか

下記の計算結果に基づき、EBITDA 有利子負債倍率を記載してください(15倍以内が要件になります)。

EBITDA 有利子負債倍率 = 1.38 倍 ≤ 15

〔計算式〕 (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 (60,246,000) 円 － 現預金 (38,158,000) 円
営業利益 (10,358,000) 円 + 減価償却費 (5,537,000) 円

下記の記載要領のとおり、決算書の各勘定科目の数値を()内に記載して、これに基づき EBITDA 有利子負債倍率を算出します。

(記載要領)

- 1 勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。
- 2 ②については「営業利益＋減価償却費」は「0」(ゼロ)を超えていることが必要です。「借入金・社債－現預金」は「0」(ゼロ)以下でも対象となります。
なお、減価償却費は、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めず記載してください。

(留意事項)

- ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。